

平成 23 年 4 月 7 日

(社) 新潟県電設業協会 御中

東日本建設業保証 (株)
新 潟 支 店

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は前払保証事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公共事業予算の減少が続き、建設関連企業の経営環境は、より一層厳しさが増しております。また、今回の東日本大地震では被災地域を中心に建設企業は工事施工や資金繰り面でさまざまな困難に直面しております。

こうした状況に対し、国土交通省では平成 21 年度に地域を支える建設業に対する金融面の支援策として、元請企業の融資助成として「地域建設業経営強化融資制度」を、また、下請企業、資材会社の債権保全を目的に「下請債権保全支援事業」を創設し、建設企業の積極的な利用を働きかけております。

これら事業については、保証会社の 100%子会社である (株) 建設経営サービス (KKS) が引受機関として制度の PR 等についてもお手伝いさせていただいております。

両制度のうち、特に「下請債権保全支援事業」については、会員企業の方々が元請企業等との取引により売掛金や手形の債権を受け取った際に、手形支払期日までの 100%保証や手形の早期現金化 (割引) が可能となります。

さらに、両制度の利用に際しては、融資の金利や保証料等は国の助成により企業のご負担は軽減されますので大変有利なものとする次第です。

今回、貴協会の会員企業の皆様に本制度の利用をご検討いただきますよう案内パンフレットを同封させていただきましたのでよろしくご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

KKSの金融事業について

当社100%子会社である株式会社建設経営サービス（KKS）では、国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」、「下請債権保全支援事業」に基づき、転貸融資事業（KKS出来高融資）や工事代金の債権保全事業（KKS保証ファクタリング）など、建設企業の皆様に対する金融面での支援事業を行っています。

KKS保証ファクタリング （下請債権保全支援事業）

「KKS保証ファクタリング」とは、**下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権（売掛金・手形）の決済をKKSが保証するものです。**

「KKS保証ファクタリング」で提供するものは、「個別保証」（「売掛金の保証」、「手形の保証」）と「枠保証」の二つです。

●主な利用メリット

- ・保証期間内において、債権が回収できない場合は、債権を100%保証します。
- ・保証料率の3分の2（年率4%を上限）が助成されます。
- ・保証した手形を対象に早期資金化（割引）が可能です。【手形の保証のみ】

●保証の概要

1. 個別保証

(1) 「売掛金の保証」

下請建設企業等が元請建設企業に対し**請求した金額の8割を限度に支払期日（保証期限）まで保証するものです。**但し、元請建設企業からの支払通知等により確定した債権金額である場合は、その全額を限度に保証することが可能です。

(2) 「手形の保証」

元請建設企業の振出した**手形を手形の決済日（保証期限）まで保証するものです。**

下請建設企業等のご要望に応じて、**保証した手形の割引もご利用いただけます。**

2. 枠保証

下請建設企業等が**下請契約等の締結以降に、保証限度額（下請契約金額の範囲内）及び保証期限（最終支払日の範囲内）を設定し、その範囲内で保証するものです。**

なお、保証開始日に債権額が確認できないものを保証対象としますので、保証期限内であれば、将来発生する債権も保証の対象となります。

【お問合せ先】

株式会社建設経営サービス ファクタリング事業部

「KKS出来高融資」に関すること TEL03-3545-8534

「KKS保証ファクタリング」に関すること TEL03-3545-8562



与信管理でお悩みの方に…

KKS

KKS保証ファクタリング「枠」保証

～ 国土交通省 下請債権保全支援事業 ～

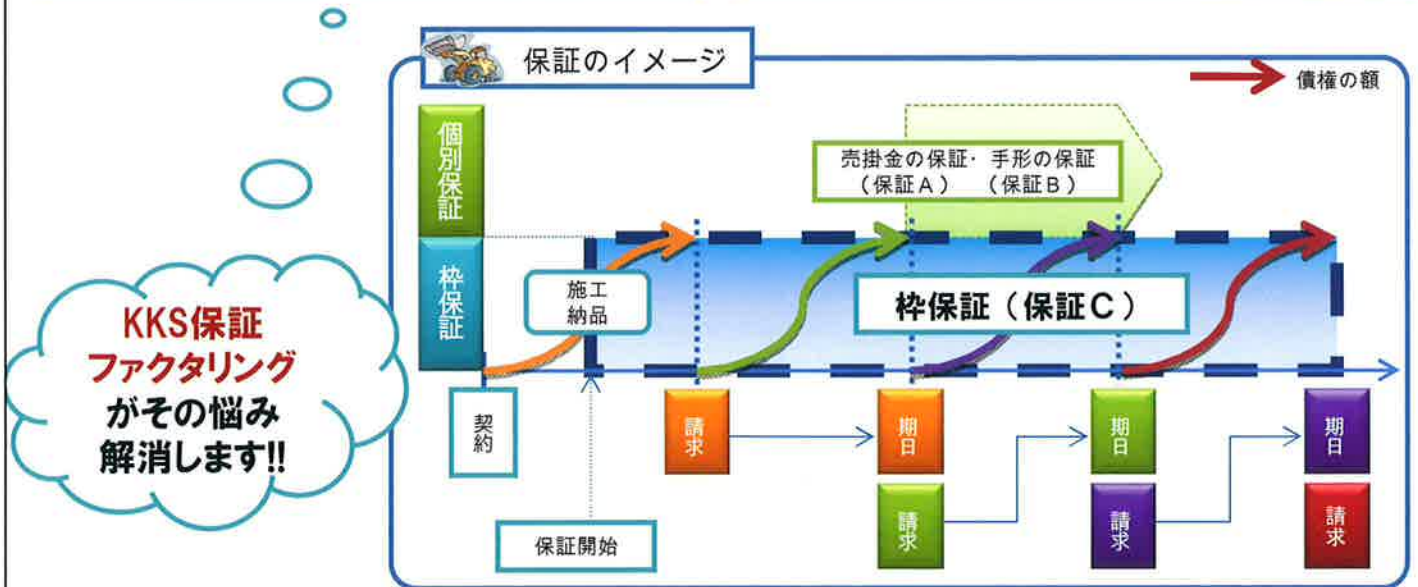
枠保証とは、貴社がお取引先（建設企業）に有する債権（手形含む）を**工事毎に保証**する新しいサービスです。（下請契約等の締結時から申込可能です。）

最近**焦付き**で痛い目を見た!!

安心して本業に専念したい!!

仕事した分は**確実に回収**したい!!

必要な保証枠を確保したい!!



KKS保証ファクタリング枠保証の特長

1

工事毎に債権を保全

一つの工事毎に枠（保証限度額）を設定します。債権が回収できない場合は、保証期間内において、枠内で債権を100%保証します。

2

着工・納品前に保証開始

契約後、ただちに保証を開始できます。保証のないまま着工、納品する心配から解放されます。

3

助成による保証料の減免

保証料率の3分の2（年率4%を上限）が助成金により減免されます。

4

長期にわたり枠を確保

必要に応じて最大、着工から最終支払期日まで、保証枠の確保が可能となります。

「ご利用の条件」/「保証の対象となる債権の範囲」

債権者(お客様)に関するご利用条件

(チェック)

- 資本金の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業。
- 債務者(お取引先)から建設工事の全部または一部を直接請け負っている建設企業。
- 債務者(お取引先)に建設工事に関する資材を直接供給している資材企業。

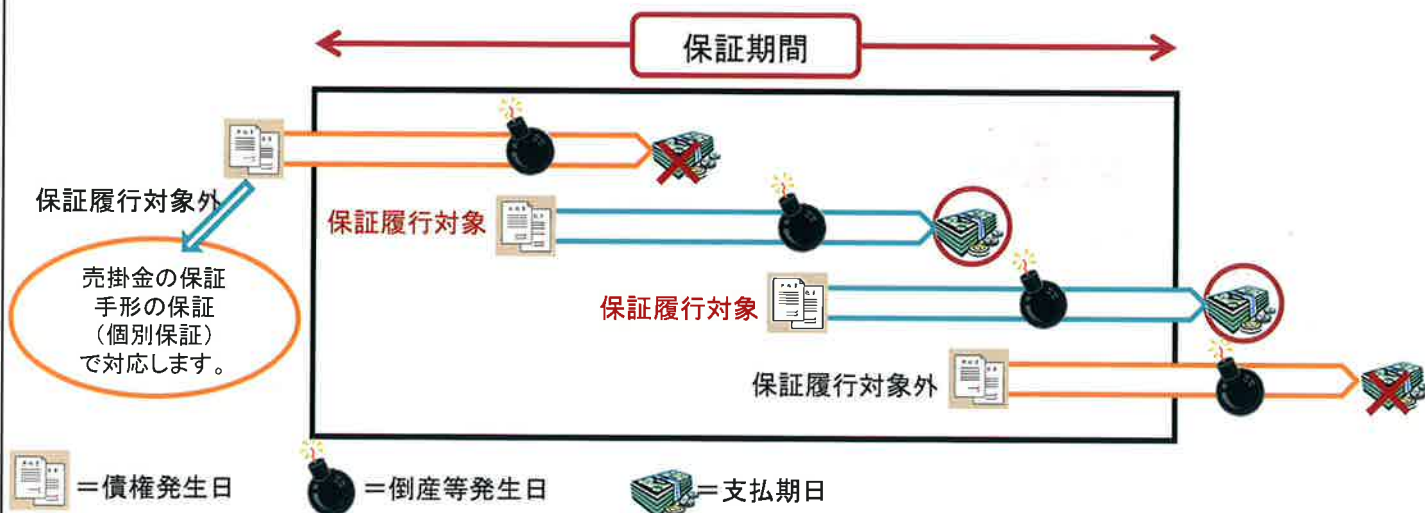
債務者(お取引先)に関するご利用条件

- 債権(売掛金・手形)の保証を開始する日の年度またはその前年度に公共工事(国、特殊法人等または地方公共団体が発注する建設工事)の受注実績があること。または、経営事項審査を受審していること。
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または、特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- 過去に民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てを行っている場合は、再生手続または更生手続の終結の決定を受けていること。
- 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと、または、手形不渡りを起こしていないこと。

債権(売掛金・手形)に関するご利用条件

- 債権(売掛金・手形)の裏付けとなる契約や債権が存在することを証明できる書類が完備されていること。
- 保証申込日において債権(売掛金・手形)の支払期日が到来していないこと。
- 手形の支払サイトが原則として4カ月以内であること。
- 裏書手形・為替手形でないこと。

保証の対象となる債権の範囲



*「保証期間内に発生し、かつ、保証期間内に保証事由が発生した債権」のみ保証履行の対象となります。

枠保証(保証C)の手続きの流れ

* 囲み□部分は、貴社からご提出いただく部分です。

初めてご利用される場合

* 売掛金の保証(保証A)、手形の保証(保証B)ですすでにご提出済みの方は不要です。

次の書類をご提出ください(郵送)

- 「**守秘義務に関する覚書**」(弊社所定様式*) * 2通ご提出下さい。
 - 「**ファクタリング取引届出書**」(弊社所定様式*)
 - 登記事項証明書**(現在事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本))
 - 印鑑証明書**(発行日から3カ月以内の原本)
 - 税務申告書添付の決算書**(直近1期分)
- 決算書は次の書類をご提出下さい。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

* 弊社ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

1 保証に関する諸条件をご確認下さい

ご利用の前に、前項のご利用の条件をあらかじめご確認下さい。



2 「守秘義務に関する覚書」の締結

初回お取引時のみ、「**守秘義務に関する覚書**」(弊社所定様式)を締結します。

3 「保証希望銘柄リスト(枠)」のご提出

「**保証希望銘柄リスト(枠)**」(弊社所定様式*)と以下の書類をFAX又は郵送にてご提出下さい。
ご提出いただいた「**保証希望銘柄リスト(枠)**」に基づき、保証の可否を審査します。
 契約確認書類(下請契約書、注文書・注文請書等)の写し

4 保証引受可否のご連絡

保証引受の可否と保証可能枠、保証料率を**電子メール**でご連絡します。

5 基本契約の締結

初回お取引時のみ、「**KKS枠保証取引契約書**」(弊社所定様式)を締結します。

6 保証のお申込み

「**KKS保証ファクタリング申込書(枠)**」(弊社所定様式)に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にてご提出下さい。

7 保証料のご連絡

上記のお申込み内容に基づき、弊社から「**KKS保証ファクタリング事前確認書兼保証料請求書(枠)**」にて保証料をご案内しますので、保証開始日の前日までに弊社指定の口座にお振り込み下さい。

8 「KKS保証ファクタリング保証承諾書(枠)」の交付

「**KKS保証ファクタリング保証承諾書(枠)**」を郵送し、保証内容をご案内します。

ご利用の留意点

- 対象債権**
お取引先を債務者、お客様を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形部分等に対する支払に係る債権を含むものが対象となります。
- 保証限度額**
下請債権保全支援事業では、お取引先および利用されるお客様毎に保証上限額が設定されるため、ご希望に沿えない場合があります。
- 保証料率**
年率2.00%～9.00%(助成後、但し、制度利用料を含む)
保証料率の3分の2(年率4%を上限)が助成金により減免されます。
- 制度利用料**
保証金額の1.00%(年率)
・保証に際しては、弊社所定の審査があります。審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。なお、審査の基準等に関するご照会には一切応じかねますのでご了承下さい。
・お客様のお申込みに基づく債権(売掛金・手形)の保証を承諾する際は、「KKS保証ファクタリング保証承諾書」以下、「保証承諾書」を交付することにより行うものとし、当該債権についての保証の効力は、「保証承諾書」記載の保証開始日から発生します。但し、保証料の入金日が保証開始日以降の場合は、当該入金日の翌日から保証の効力が発生することになります。

【保証履行の該当事由】

- * 保証枠を設定したお取引先が、保証期間内に「KKS枠保証取引契約書」第9条に定められた「保証事由」に該当し、かつ、そのために貴社が当該お取引先より売上債権の全部または一部の支払いを受けられなかった場合、弊社は貴社に対し保証を履行いたします。
(保証事由)
 - ①破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立
 - ②手形交換所の取引停止処分
 - ③お取引先またはその代理人からの任意整理を開始する旨の債権者に対する通知および債権者集会の開催。
 - ④資金不足、取引なしの理由による振出手形の不渡。
 - ⑤営業の廃止、本店あるいは本店事務所の閉鎖。

(注)なお、お取引先からの支払遅延(入金遅延)のみでは、保証事由に該当しません。

【保証履行が免責となる事由】

- * 以下の場合には、保証の免責に該当し、保証事由の発生にかかわらず保証の履行はされません。
(免責事由)
 - ①対象債権が、適格債権でない場合(「KKS枠保証取引契約書」第2条)
 - ②保証事由以外の事由により支払いを拒絶された場合
 - ③当該保証の対象たる手形もしくは小切手債権について、適法な呈示取立行為を貴社が懈怠し、これにより債権の回収が困難となった場合
 - ④その他「KKS枠保証取引契約書」に規定する事項に該当した場合

【保証履行の際にご提出いただく書類】

- * 保証履行の際には、以下の書類をご提出いただけます。
 - ①保証支払請求書
 - ②成因確認書類(契約書、注文書・請書、請求書、支払通知書等)
 - ③再生手続等における債権調査の結果及び再生債権者表等の確定債権額を示す書類その他これらと同等と認められる書類
 - ④不渡手形
 - ⑤支払保証を受けた債権額を確認できる総勘定元帳



お問い合わせ先

国土交通省下請債権保全支援事業

KKS保証ファクタリング専用ダイヤル→03-3545-8562

詳しくはWEBで

KKS保証ファクタリング

検索

www.kks-21.com

株式会社 建設経営サービス

貸金業登録番号 関東財務局長(1)第01480号

金融・数量積算事業本部 ファクタリング事業部

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12

TEL 03-3545-8562 FAX 03-3545-8530

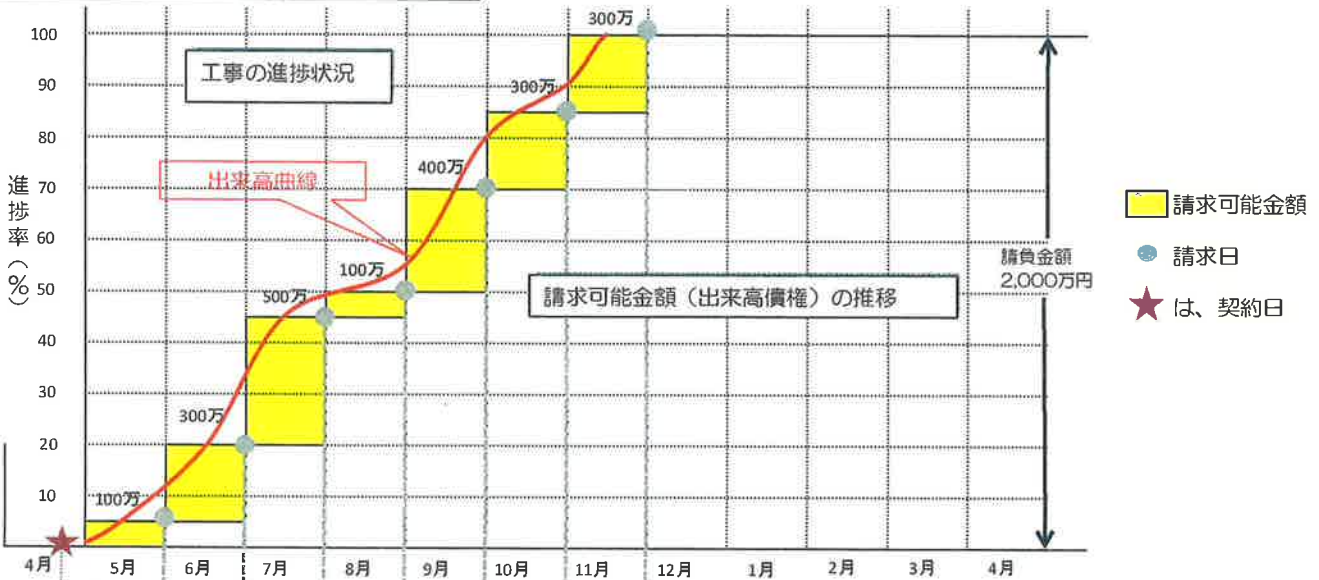
URL <http://www.kks-21.com/>

工事出来高の推移と枠保証のイメージ図

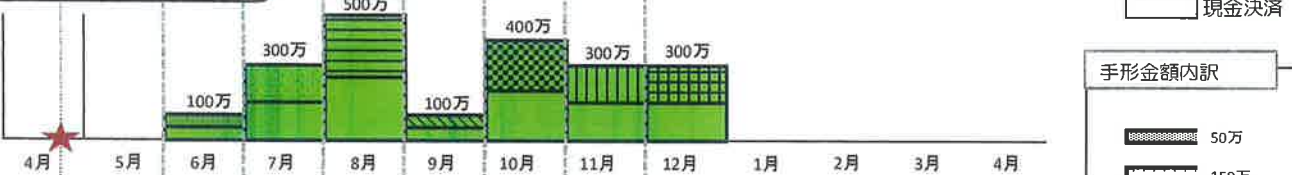
例) 契約内容

契約日：4月25日 着工日：5月1日 竣工日：11月30日 請負金額：20,000,000円
 支払条件：月末×の翌月末払い 現金50%手形50%（支払いサイト120日）

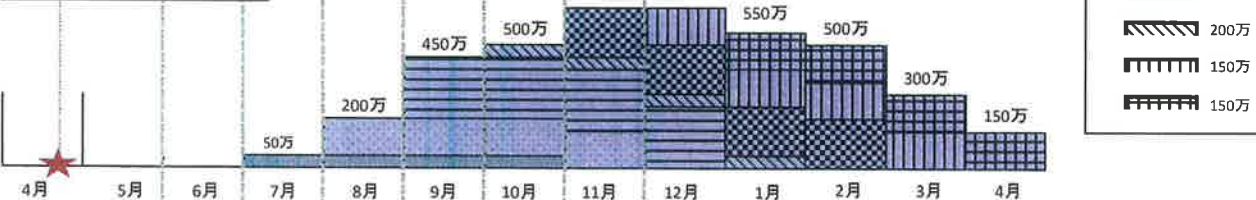
①出来高の推移と請求可能額の推移



②売掛債権の推移



③手形債権の推移



④売掛・手形債権を合わせた債権の推移

